

阿宮コミュニティセンター施設使用料について

出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の改正により、平成 27 年 10 月 1 日から、コミュニティセンターの使用料を一部負担していただくことになりました。

○コミュニティセンターの使用料徴収における基本的な考え方

コミュニティセンターは、地域の総合的な市民活動の拠点であることから、使用料を徴収することによって、地域住民の地域活動が制限されることがあってはなりません。

したがって、コミュニティセンターの使用料は基本的に無料です。

ただし、個人や私的グループ、事業所や事業組合などが限られた目的のために使用する場合や、市外に住所がある方が使用する場合については、使用料を徴収します。

使用料を ご負担いただく場合

- 市外利用者
- 私的利用者

使用料が免除される場合

- 地域づくりに寄与する団体
- 出雲市コミュニティセンターサークル等各種団体登録の申請を行い、かつ認められたサークル・団体

問い合わせ先：出雲市役所自治振興課コミュニティセンター係 ☎0853-21-6951
阿宮コミュニティセンター ☎0853-72-9142

阿宮コミュニティセンター部屋別使用料一覧（1時間あたりの金額）

部屋名	基本使用料	冷暖房使用料 (部屋料金に加算)	合計
集会室(フローリング)	1,010円	303円	1,303円
1階 和室	300円	90円	390円
2階 和室	500円	150円	650円
2階 会議室	500円	150円	650円
実習室	500円	150円	650円

(令和元年(2019)10月1日 料金改定)

- ◎冷暖房使用料は基本使用料の30%です(使用していない場合は必要ありません)。
- ◎使用時間が1時間に満たない端数時間は1時間となります。
(例 使用時間1時間20分の場合…使用時間は2時間となります)
- ◎貸館にあたっては、使用希望日の属する月の前月初日から受け付けますので、使用申請書を提出してください。(例 11月25日使用の場合…10月1日から受け付けが可能です)
- ◎自治会、地域団体などはこれまで同様無料です(事前登録不要)。